

●法律により野外焼却は禁止です  
 農業や祭事など、政令で特別に認められている場合でも、煙や灰などにより周囲の人に迷惑をかけないようにしましょう。  
 また、ビニール、プラスチック

- ①自分が所有する土地の雑草の刈り取り、清掃などを行い、常に清潔に保つ
- ②土地を他人に貸す場合も、土地の状況を定期的に把握する
- ③自分が所有する空き地などは、柵や立ち入り禁止看板などを設置して、他人が入れないようにするなど対策をとりましょう

また、不法投棄の現場を目撃したときは、車のナンバーや人物の特徴などを警察に連絡してください。

**不法投棄・野外焼却の禁止・家庭ごみの持ち出し時間の遵守**  
**循環型社会推進課 ☎91333**  
**全国不法投棄監視ウィーク**  
**5月30日(ごみの日)～**  
**6月5日(環境の日)**  
 不法投棄は周辺の自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあるだけでなく、法律により処罰されます。また、不法に投棄されたごみは、原則、土地の所有者・管理者が撤去することになるので、

●自己が所有する土地の雑草の刈り取り、清掃などを行い、常に清潔に保つ  
 ●土地を他人に貸す場合も、土地の状況を定期的に把握する  
 ●自分が所有する空き地などは、柵や立ち入り禁止看板などを設置して、他人が入れないようにするなど対策をとりましょう

**都市計画の原案の縦覧**  
**都市計画課 ☎91990**

次の都市計画決定の原案の縦覧を行います。この原案に関する意見のある人は意見書を提出することができます。

**都市計画決定の原案**  
**広島圏都市計画**

・地区計画(平良丘陵地区)  
**縦覧期間** 6月8日(水)～22日(水)  
 ※閉庁日に縦覧を希望する場合は、事前に連絡してください  
**縦覧場所** 市役所都市計画課 意見書の提出 地区計画の名称、住所、氏名、当該地区に係る利害関係の内容、意見、意見提出日を記入し、市役所都市計画課まで持参または郵送(消印有効)で次へ。  
 〒738-8501(住所不要)  
 廿日市市役所都市計画課  
 ※提出期間は6月23日(木)～30日(木)

**宮島口地区景観形成に関する補助制度**  
**都市計画課 ☎91990**

宮島口地区景観ガイドラインに適合していない建築物などの外観に関して、基準に適合させるよう行う建築物などの工事費用の一部を補助します。  
 ※詳しくはホームページを確認するか、問い合わせてください

納期限 6月30日(木)

市県民税1期および全期前納、保育料6月、延長保育料6月、留守家庭児童会利用料6月、市営住宅使用料6月、市営住宅駐車場使用料6月、社会福祉施設入所者負担金5月

夜間納税窓口 6月23日(木)

17時15分～19時45分 市役所税制収納課

問 ☎9111

都市計画課 ☎91990

次の都市計画決定の原案の縦覧を行います。

市役所都市計画課まで持参または郵送で次へ。

〒738-8501(住所不要)

廿日市市役所都市計画課

(代理の人でも可)。

対象 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

成14年4月1日生まれの人

※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで

9時～17時(土・日曜日を除く)

ところ 市役所生涯学習課

対 象

**申込方法** 市ホームページにある申請書に必要事項を記入し、市役所都市計画課まで持参または郵送で次へ。  
 〒738-8501(住所不要)  
 廿日市市役所都市計画課

**成人式を欠席した新成人に記念品を贈呈します**  
**生涯学習課 ☎9203**

欠席した令和4年新成人に記念品を贈呈しますので、郵送した入場券を持参してください(代理の人でも可)。  
**対 象** 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの人  
 ※令和3年新成人の記念品はずでに送付しています

引き換え期間 6月30日(木)まで  
 9時～17時(土・日曜日を除く)  
 ところ 市役所生涯学習課

**つくってみよう マイナンバーカード**  
**市民課 ☎9135**

必ず電話で予約をしてください。  
 ●**予約制** 申請・受け取りの臨時窓口(休日)  
**と き** 6月25日(土)、7月9日(土)  
**受付時間** 9時～17時(12時～13時を除く)の間で1時間10人ずつ(先着順)  
 ※カードの受け取りには、申請から1カ月半程度かかります

クなどのごみを一緒に燃やすことは禁止されています。  
 ●**家庭ごみの置き場への持ち出し時間**  
 家庭ごみは正しく分別し、各地域で決められた収集日の指定の時間までに、ごみ置き場へ持ち出してください。  
 ・廿日市・大野地域…7時30分  
 ・佐伯・吉和地域…8時  
 ・宮島地域…指定の時間までに

**福祉・介護**  
**経済的な不安を感じている人への支援**  
**はつかいち生活支援センター ☎4080**

**自立支援相談窓口**  
 支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立へ向けて支援します。

**住居確保給付金の支給**  
 離職などにより住居を失った人、または失う恐れのある人へ給付金を支給します。

**フードバンク**  
 当面の食べ物に困っている人に緊急一時的に食料品を無償で提供します。

**生活困窮者自立支援金の給付**  
**生活福祉課 ☎9165**  
 広島県社会福祉協議会の総合

**空き地の適正管理**  
**生活環境課 ☎9147**

**土地または建物の占有者**  
 庭などは清潔にし、近隣に迷惑がかからないようにしましょう。  
**空き地の所有者**  
 空き地は清潔にし、害虫の発生やタバコのポイ捨てなどによる火災の発生など、近隣に迷惑がかからないようにしましょう。  
 自身での除草が困難な場合は、廿日市シルバー人材センターなどが草刈り事業を行っていますので、相談してください。

**事業所用省エネルギー設備導入などの費用の補助**  
**生活環境課 ☎9132**  
 地球温暖化対策として、省エネ最適化診断に基づき、事業所

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

**「予約制」受け取り・更新の臨時窓口(夜間)**  
**と き** 6月14日(火)、23日(木)  
**受付時間** 17時30分～19時35分の間で市が指定した各時間帯に5人ずつ(先着順)  
**共通事項**  
 ところ 市役所市民課  
 ※詳しくは、市ホームページを確認するか問い合わせください

に省エネルギー設備の導入などを実施する中小企業者などに対して、費用の一部を補助します。

**対 象** 市内で事業を行う中小企業者など  
**補助対象事業**  
 ・省エネ最適化診断(有料、ビル版・簡易ビル版に限る)を受けていること  
 ・省エネ最適化診断の改善提案に基づく事業であること  
 ・令和5年2月末までに工事が完了すること  
 ・国などの他の補助金を受けていないことなど

**補助金額** 対象経費の2分の1以内(上限100万円)  
 ※先着順、予算が無くなり次第終了

**申請方法** 生活環境課または市ホームページにある申請書に記入・押印し、必要書類を添えて生活環境課まで持参。  
 ※工事前に申請し、市が交付決定した後に着工してください  
**申請締切** 令和5年1月31日(火)  
 ※詳しくは市の担当者まで問い合わせください

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

**貯水槽の適正な管理**  
**水道局工務課 ☎5294**  
**生活環境課 ☎9147**  
 ビルやマンションなどの貯水槽の管理は設置者の責任です。

水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超える場合、設置者には1年に1回、定期的に水槽の清掃や検査を受けることが義務付けられています。水槽の衛生管理が不十分な場合、水質に異常が生じることがあります。安全で良質な水道水を使うため、有効容量が10m<sup>3</sup>以下の小規模な貯水槽でも、定期的な清掃や点検などをお願いします。

**医療費通知の変更**  
**保険課 ☎9159**

医療費控除としての使用も考慮し、医療費通知の通知回数を令和3年度から年2回に統一しています。

**通知時期(予定)** 1回目…令和5年2月上旬(令和4年1月～10月診療分)、2回目…令和5年3月中(令和4年11月～12月診療分)

**通知方法** はがきまたは封書で送付(通知件数によって異なります)

※送付する医療費通知は、今まで同様確定申告の医療費控除の資料として使用できます

※希望者に発行していた年間分の医療費通知の発行は廃止しています

1日につき200円となります(入院15日、通院5日以降の自己負担はありません)。  
 ・精神障がいのある人は通院のみで入院は対象となりません。  
 ・保険薬局での自己負担はありません(保険適用外は除く)。

※重度心身障害者医療費助成の制度、加入要件および所得基準額など詳しくは障害福祉課まで問い合わせください

**補助犬(盲導犬) 給付**  
**障害福祉課 ☎9152**

視覚障がいのある人の社会参加促進のため、県内で1頭の補助犬(盲導犬)の給付を、広島県視覚障害者団体連合会が実施します。

**対 象** 次の全てに該当する人  
 ・18歳以上の視覚障がい者で、1級または2級の身体障害者手帳を持っている人  
 ・就労などで、社会活動の参加に効果があると認められる人

**選考方法** 調査、面接などで候補者を決定します。

**申込方法** 山崎本社みんなのあいプラザ3階障害福祉課、各支所にある申請書に必要事項を記入・押印の上、提出

**申込締切** 7月29日(金)

**申込締切** 7月29日(金)

**申込締切** 7月29日(金)

**申込締切** 7月29日(金)

**申込締切** 7月29日(金)